

鳥取県告示第207号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成17年度から平成22年度まで	鳥取市(青谷町山根の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市青谷町山根の一部	平成24年3月30日
〃	平成21年度及び平成22年度	鳥取市(的場一丁目、西大路の各一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市的場一丁目、西大路の各一部	〃
〃	平成21年度から平成23年度まで	鳥取市(用瀬町美成の一部)の地籍図及び地籍簿	鳥取市用瀬町美成の一部	〃
倉吉市	平成22年度及び平成23年度	倉吉市(黒見、小鴨及び北野の各一部)の地籍図及び地籍簿	倉吉市黒見、小鴨及び北野の各一部	〃
岩美郡岩美町	平成20年度から平成22年度まで	岩美町(大字浦富の一部[804])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字浦富の一部	〃